

○松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

平成23年8月18日

要綱第91号

(目的)

第1条 市は、木造住宅の耐震改修の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、本市の区域内に存する木造住宅の耐震改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、この要綱に定めるものほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震改修設計事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成16年7月26日施行）に基づき登録された建築士事務所をいう。

(2) 耐震改修工事業者 松山市に事務所を置く建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可（建築工事に係るものに限る。）を受けている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア リフォーム瑕疵担保責任保険（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号に規定する保険をいう。以下同じ。）に加入可能であること。

イ 愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱（平成26年7月11日施行）に基づき耐震改修登録事業者の登録を受けていること。

(3) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に規定する一般診断法及び精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、耐震改修設計事務所が実施する耐震診断をいう。

(4) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（改修前後の耐震診断結果報告書、計画書及び積算見積書（当該補強工事以外の工事を併せて行う場合にあっては、経費の区分が明確であるものに限る。）を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。

(5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事（補強工

事を含む。) で、耐震改修工事業者が行うものをいう。

(6) 耐震改修工事監理 耐震改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書（工事状況報告書、写真及び耐震改修工事後の耐震診断結果報告書を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。

(7) 既存木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が延べ床面積の半分を超えないものに限る。）で、地上階数が 2 階以下かつ延べ面積が 500 平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組壁工法、丸太組構法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 松山市内の既存木造住宅の所有者（共有の場合にあっては、登記事項証明書等により所有者と確認できる者で、共有者全員の同意を得たもの）であること。

(2) 既存木造住宅について、耐震診断及び当該耐震診断に係る愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けた者であること（耐震診断及び評価委員会の評価が実施された既存木造住宅を所有することとなった者を含む。）。

(3) 耐震改修設計、耐震改修工事及び耐震改修工事監理のいずれも行う者であること。

(4) 市税を滞納していない者であること。

(5) 松山市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 32 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う松山市内の既存木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事及び耐震改修工事監理であって、次の要件を満たすものとする。

(1) 耐震改修設計にあっては、評価委員会において適正と評価された耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「総合評点」という。）が 1.0 未満であった既存木造住宅について、評価委員会において適正と評価された改修耐震診断（耐震改修設計に基づく耐震改修工事を行うこととした場合における改修後の既存木造住宅につ

いての耐震診断をいう。以下同じ。) の結果、総合評点が 1.0 以上となるものであること。

(2) 耐震改修工事にあっては、耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で、次の要件を満たすものであること。

ア 評価委員会において適正と評価された改修耐震診断の結果、改修後の総合評点が 1.0 以上となること。

イ 基礎等の安全な構造を確保できること。

ウ 耐震改修工事監理がされること。

エ 耐震改修工事業者がリフォーム瑕疵担保責任保険に加入していること。

オ 耐震改修工事后も当該既存木造住宅が居住の用に供されること。

(3) 耐震改修工事監理にあっては、既存木造住宅の耐震改修工事に係るものであること。

(4) 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。次項において同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業に要する経費のうち、耐震補強に明らかに寄与しないと認められる部分に係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 耐震改修設計及び耐震改修工事監理（以下「耐震改修設計等」という。）に係る補助金の額は、耐震改修設計等に係る補助対象経費（評価委員会における評価に要する経費を含む。）の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額とし、14 万円を限度とする。

2 耐震改修工事に係る補助金の額は、耐震改修工事に係る補助対象経費に 5 分の 4 を乗じて得た額とし、100 万円を限度とする。

3 前 2 項の規定により算出された補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の申込み等)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業の着手日の

2週間前までに、松山市木造住宅耐震改修等事業補助金申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、評価委員会による総合評価（耐震診断及び改修耐震診断を同時に評定することをいう。第9条第1項第2号及び第10条第1項第1号において同じ。）を受ける場合にあっては、第2号及び第3号の書類の添付を要しない。

- (1) 位置図、配置図、平面図等（現況を示したものに限る。）
- (2) 耐震診断結果報告書（写し）
- (3) 耐震診断結果報告書評価書（写し）
- (4) 耐震改修設計見積内訳書
- (5) 既存木造住宅が共有である場合又は既存木造住宅の所有者と占有者が異なる場合における共有者全員又は占有者の同意書（第2号様式）
- (6) 市税の完納証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助対象事業として内定するときは松山市木造住宅耐震改修等事業補助金内定通知書（第3号様式）により、内定しないときは松山市木造住宅耐震改修等事業補助金申込却下通知書（第4号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による内定に際し、必要な条件を付けることができる。

4 市長は、第1項の申込書の提出があった後、必要に応じて申込内容に関し現地調査等を行うことができる。この場合において、当該申込書の提出をした補助対象者は、この現地調査等に協力しなければならない。

（補助内定事業の変更申請等）

第8条 前条第2項の規定による内定の通知を受けた補助対象者（以下「補助内定事業者」という。）は、当該内定を受けた補助対象事業（以下「補助内定事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、松山市木造住宅耐震改修等事業内定変更等申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、松山市木造住宅耐震改修等事業内定変更等承認通知書（第6号様式）により、補助内定事業者に通知するものとする。

（内定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、内定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助内定事業者が、前条第2項の規定による承認を受けずに補助内定事業の内容を変更し、又は中止したとき。
- (2) 評価委員会による総合評価を受ける場合にあって、評価委員会において適正と評価された耐震診断の結果、既存木造住宅の総合評点が1.0以上であることが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、松山市木造住宅耐震改修等事業補助金内定取消通知書（第7号様式）により補助内定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 補助内定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震改修設計の完了後速やかに、松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計に係る次に掲げる書類（カ及びキの書類にあっては、総合評価を受けた場合に限る。）

- ア 耐震改修計画書
- イ 改修耐震診断結果報告書（写し）
- ウ 改修耐震診断結果報告書評価書（写し）
- エ 耐震改修設計図書（写し）
- オ 耐震改修設計請負契約書（写し）
- カ 耐震診断結果報告書（写し）
- キ 耐震診断結果報告書評価書（写し）

- (2) 耐震改修工事に係る次に掲げる書類

- ア 耐震改修工事費見積内訳書
- イ 耐震改修工事業者が建設業法第3条第1項に規定する許可を受けていることを証する書類（写し）
- ウ 耐震改修工事業者がリフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類（写し）

- (3) 耐震改修工事監理に係る次に掲げる書類

- ア 耐震改修工事監理見積書

イ 耐震改修工事監理計画書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助内定事業者は、補助金（耐震改修工事に係るものに限る。）の受領を当該耐震改修工事を施工した耐震改修工事業者に委任することができる。この場合において、補助内定事業者は、前項の申請書に代理受領予定届出書（第9号様式）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（第10号様式）又は松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付却下通知書（第11号様式）により、補助内定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をするときは、必要な条件を付けることができる。

（補助事業の変更）

第12条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助内定事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、松山市木造住宅耐震改修等事業変更申請書（第12号様式）に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の内容の変更を承認する場合において、当該変更により、補助金の額に変更が生じないときは松山市木造住宅耐震改修等事業変更等承認通知書（第13号様式）、補助金の額に変更が生じるときは松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付変更決定通知書（第13号様式の2）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、松山市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）申請書（第14号様式）を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、松山市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認通知書（第15号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、松山市木造住宅耐震改

修等事業完了報告書（第16号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。この場合において、補助金の交付申請時に提出している書類の内容に変更等がないときは、提出を省略することができる。

(1) 耐震改修設計に係る次に掲げる書類

- ア 耐震改修計画書
- イ 改修耐震診断結果報告書（写し）
- ウ 改修耐震診断結果報告書評価書（写し）
- エ 耐震改修設計図書（写し）
- オ 耐震改修設計請負契約書（写し）
- カ 耐震改修設計代金領収書（写し）

(2) 耐震改修工事に係る次に掲げる書類

- ア 耐震改修工事後の改修耐震診断結果報告書（写し）（耐震改修工事により改修耐震診断結果に変更があった場合に限る。）
- イ 耐震改修工事後の改修耐震診断結果報告書評価書（写し）（耐震改修工事により改修耐震診断結果に変更があった場合に限る。）
- ウ 耐震改修工事竣工図（耐震改修工事の内容が記載されたもの）
- エ 耐震改修工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- オ 耐震改修工事請負契約書（写し）
- カ 耐震改修工事代金領収書（写し）
- キ リフォーム瑕疵担保責任保険の契約を締結していることを証する書類（写し）

(3) 耐震改修工事監理に係る次に掲げる書類

- ア 耐震改修工事（監理）完了報告書（第17号様式）
- イ 耐震改修工事監理請負契約書（写し）
- ウ 耐震改修工事監理代金領収書（写し）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、耐震改修工事に係る部分の補助金の受領を当該耐震改修工事を施工した耐震改修工事業者に委任するときは、前項第2号カに代えて、耐震改修工事に係る請求書の写し及び当該請求書に係る額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写しを添付しなければならない。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、前条第1項の完了報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、松山市木造住宅耐震改修等事業補助金確定通知書（第18号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第16条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（第19号様式）を市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の交付請求を行う場合において、当該補助金（耐震改修工事に係るものに限る。）の全部又は一部の請求及び受領を当該耐震改修工事を施工した耐震改修工事業者に委任するときは、前条の補助金の額から当該請求及び受領を委任した補助金の額を差し引いた額の松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（第20号様式）を提出しなければならない。

3 前項の規定により補助事業者から委任を受けた耐震改修工事業者は、当該委任を受けた補助金の交付を受けようとするときは、松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（第21号様式）に補助金の代理受領に係る委任状（第22号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、前3項の規定による請求があったときは、速やかに、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、松山市木造住宅耐震改修事業等補助金交付決定取消通知書（第23号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還命令）

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(適用除外)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している既存木造住宅
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付の対象となった既存木造住宅
- (3) 他の補助制度による補助金その他これに準じるものとの交付の対象となった又は対象となる見込みである既存木造住宅

(調査等)

第20条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地調査をすることができる。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

(財産の管理)

第22条 補助事業者は、補助事業により効用が増加した財産について、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第23条 補助事業者は、当該補助事業により効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は改修し、若しくは解体しようとするときは、松山市木造住宅耐震改修等事業財産処分承認申請書(第24号様式)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認申請書に係る取得財産を処分することにより補助事業者に収入があるときは、当該収入に相当する額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則（平成26年3月25日要綱第15号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後の第7条第1項の規定による申込みについて適用する。

付 則（平成27年3月17日要綱第7号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第5条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後の第7条第1項の規定による申込みに係る耐震改修工事について適用し、同日前の同項の規定による申込みに係る耐震改修工事については、なお従前の例による。

付 則（平成28年4月22日要綱第44号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

付 則（平成31年4月25日要綱第35号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第5条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後の第7条第1項の規定による申込みに係る耐震改修工事について適用し、同日前の同項の規定による申込みに係る耐震改修工事については、なお従前の例による。